佐野市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため の効果的な支援の方法に係る基準に関する条例を公布します。

平成25年3月18日

佐野市長 岡 部 正 英

佐野市条例第11号

佐野市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の 人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介 護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 介護予防認知症対応型通所介護
 - 第1節 基本方針(第4条)
 - 第2節 人員及び設備に関する基準
 - 第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(第5条-第7条)
 - 第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(第8条-第10条)
 - 第3節 運営に関する基準 (第11条-第40条)
 - 第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第41 条・第42条)
- 第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護
 - 第1節 基本方針(第43条)
 - 第2節 人員に関する基準 (第44条-第46条)
 - 第3節 設備に関する基準(第47条・第48条)
 - 第4節 運営に関する基準 (第49条-第65条)
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第66条 -第69条)
- 第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護
 - 第1節 基本方針(第70条)
 - 第2節 人員に関する基準(第71条-第73条)

- 第3節 設備に関する基準(第74条)
- 第4節 運営に関する基準 (第75条-第86条)
- 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第87条 - 第90条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 利用料 法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
 - (2) 地域密着型介護予防サービス費用基準額 法第54条の2第2項第 1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定し た費用の額(その額が現に当該指定地域密着型介護予防サービスに要 した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護予防サー ビスに要した費用の額とする。)をいう。
 - (3) 法定代理受領サービス 法第54条の2第6項の規定により地域密 着型介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型介護 予防サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護予防サ ービス費に係る指定地域密着型介護予防サービスをいう。
 - (4) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所に おいて常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事 業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

- 第3条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格 を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければな らない。
- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、法第 115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者(介護予防サービス事業者(介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者並びに市との連携に努めなければならない。

第2章 介護予防認知症対応型通所介護

第1節 基本方針

第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型 通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者 (認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型 指定介護予防認知症対応型通所介護

(従業者の員数)

第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等 (特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。)に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。)の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護

老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の職種は、次の各号に掲げるものとし、その職種ごとの員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活相談員 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)を提供する日ごとに、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1人以上確保されるために必要があると認められる員数
- (2) 看護師若しくは准看護師(以下この条において「看護職員」という。) 又は介護職員 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の 単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所 介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1人以上及び当該単独 型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯 に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該単独型・併設型指定介護 予防認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務してい る時間数の合計数を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通 所介護を提供している時間数で除して得た数が1人以上確保される ために必要があると認められる員数
- (3) 機能訓練指導員 1人以上
- 2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・ 併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第2号の看 護職員又は介護職員を、常時1人以上当該単独型・併設型指定介護予防認 知症対応型通所介護に従事させなければならない。
- 3 第1項第2号の規定にかかわらず、同号の看護職員又は介護職員は、利

用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定介護予防認知症 対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができ る。

- 4 前3項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位は、 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であってその提供が同 時に1人又は複数の利用者(当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者(佐 野市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に係る基準に関する条例(平成25年佐野市条例第10号。以下「指 定地域密着型サービス基準条例」という。)第61条第1項に規定する単独 型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を 併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の 事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護(同項第1号に規定する 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが 同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業 所における単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護又は単独 型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。) に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員(当該単独型・併設 型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設 型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者 の数の上限をいう。第7条第2項第1号アにおいて同じ。)を12人以下と する。
- 5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項第1号の生活相談員、同項第2号の看護職員又は同号の介護職員 のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認

知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第61条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

- 第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、 適切な単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するため に必要な知識及び経験を有する者であって、市長が定める研修を修了して いるものでなければならない。

(設備及び備品等)

- 第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備並びに単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 食堂及び機能訓練室 次に定めるところによる。
 - ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、 その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積 以上とすること。
 - イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際 にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う 際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同

- 一の場所とすることができる。
- (2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮 されていること。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対 応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用 者に対する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に支 障がない場合は、この限りでない。
- 4 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第63条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 (従業者の員数)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第44条第6項第2号において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第44条第6項第3号において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に置

くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対 応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知 症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護の事業とが同 一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密 着型サービス基準条例第64条第1項に規定する人員に関する基準を満た すことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことが できる。

(利用定員等)

- 第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指 定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数 の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防 認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域 密着型介護老人福祉施設ごとに1日当たり3人以下とする。
- 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス (法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指 定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型 サービスをいう。第79条において同じ。)、指定居宅介護支援(法第46

条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第79条において同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。第67条第2号において同じ。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。第79条において同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項第4号において同じ。)の運営(同条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

- 第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共 用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び 経験を有する者であって、第6条第2項に規定する市長が定める研修を修 了しているものでなければならない。

第3節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に規定する運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者(第5条第1項又は第8条第1項の従業者をいう。以下同じ。)の勤務の

体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を、電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防認知症対応型 通所介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使 用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい う。
- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に掲げる方法のうち指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第12条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、正当な理由なく指 定介護予防認知症対応型通所介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をい通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防認知症対応型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

- 第14条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を求められた場合は、その提供を求めた者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の被保険者証に、法 第115条の13第2項の規定により認定審査会意見が記載されていると きは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防認知症対応型通所介 護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

- 第15条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要があると認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(規則で定める会議をいう。以下この章において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第17条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応 型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な 指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報 の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連 携に努めなければならない。

(地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第18条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が地域密着型介護予防サービス費の支給の要件に該当しない場合として規則で定める場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、地域密着型介護予防サービス費の支給を受けることができる旨の説明、介護予防支援事業者に関する情報の提供その他の地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第19条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防サービス 計画(規則で定める計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当 該計画に沿った指定介護予防認知症対応型通所介護を提供しなければなら ない。

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第20条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者が介護予防 サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事 業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第21条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、当該指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した日及びその内容、当該指定介護予防認知症対応型通所介護について法第54条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応 型通所介護を利用者に提供した際には、提供した具体的なサービスの内容 等を記録するとともに、当該利用者からの申出があった場合には、文書の 交付その他適切な方法により、その情報を当該申出のあった利用者に対し て提供しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第22条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに 該当しない指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者 から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防認知症対応型通所介護に係 る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じ ないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利 用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 指定介護予防認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定 介護予防認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの 提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定介護予防認 知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額 を超える費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) おむつ代
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型通所介護の 提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要と なるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当で

あると認められるもの

- 4 前項第3号に掲げる費用については、市長が定めるところによるものと する。
- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第23条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護の内容、費用の額その他保険給付の請求のために必要があると認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

- 第24条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。
 - (1) 正当な理由がなく指定介護予防認知症対応型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を悪化させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第25条 介護予防認知症対応型通所介護従業者は、現に指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行っている場合において、利用者に病状の急変が生じたときその他必要なときは、直ちに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第26条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者(第6条又は 第10条の管理者をいう。以下この条及び第42条において同じ。)は、指 定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防 認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握 その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定介護予 防認知症対応型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため 必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員(第5条第4項又は 第9条第1項の利用定員をいう。第29条において同じ。)
 - (5) 指定介護予防認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用 の額
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) サービス利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)
- 第28条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切 な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定介護予防認 知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなけれ ばならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応 型通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所 の従業者によって指定介護予防認知症対応型通所介護を提供しなければな らない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、

この限りでない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通 所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければな らない。

(定員の遵守)

第29条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

- 第30条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、地震、風水害、火災その他の災害(以下「非常災害」という。)に備えるため、周辺の地域の環境及び利用者の特性等を踏まえ、利用者の安全確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の計画に基づき、 非常災害時の関係機関への通報及び連携並びに利用者の円滑な避難誘導 に必要な体制を整備し、これらを定期的に従業者、利用者等に周知しなけ ればならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に備えるため、 定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第1項の計画を定期的 に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

(衛生管理等)

- 第31条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する 施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努 め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症 対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように 必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知 症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認 知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

- 第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症 対応型通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業 務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な 措置を講じなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、サービス担当者会議等に おいて、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の 家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により 得ておかなければならない。

(広告)

第34条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

- 第35条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 (苦情への対応等)
- 第36条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護 予防認知症対応型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速か つ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必 要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた 場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認 知症対応型通所介護に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他

の物件の提出若しくは提示の求め又は市の当該職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第37条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、必要な措置を講ずるとともに、当該事故について速やかに、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡しなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第1項の事故による損害 のうち、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が賠償すべきもの については、速やかに賠償しなければならない。

(会計の区分)

第38条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防認知症対応型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければ

ならない。

(地域との連携等)

- 第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に 当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うこ と等により地域との交流を図らなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録の整備)

- 第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護 予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該 提供の完結の日から、第1号から第3号までに掲げる記録にあっては5年 間、第4号及び第5号に掲げる記録にあっては2年間保存しなければなら ない。
 - (1) 第42条第2号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画
 - (2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の 記録
 - (3) 第24条の規定による市への通知に係る記録
 - (4) 第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (5) 第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前2項の規定により整備 した記録のうち地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予 防サービス費の算定に関する記録については、当該提供の完結の日から5 年間保存しなければならない。

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

第41条 指定介護予防認知症対応型通所介護は、利用者の介護予防に資す

るよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定介 護予防認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなけ ればならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応 型通所介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで 自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするもの であることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応 型通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図る ことその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適 切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

- 第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する 基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところに よるものとする。
 - (1) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
 - (2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防認知症対応型通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画(以下「介護予防認知症対応型通所介護計画」という。)を作成するものとする。
 - (3) 介護予防認知症対応型通所介護計画は、既に介護予防サービス計画 が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければな

らない。

- (4) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者が 住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との 交流又は地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏ま え、適切に行うものとする。
- (7) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (8) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護予防 認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むために 必要な支援を行うものとする。
- (9) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧 に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方 法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術 の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うもの とする。
- (11) 介護予防認知症対応型通所介護従業者は、介護予防認知症対応型通 所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から当該介護予防認知 症対応型通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了 するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防認知症対応型通所介護 計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。) を行うものとする。
- (12) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリン

グの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

- (13) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症 対応型通所介護計画の変更について準用する。

第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護 第1節 基本方針

第43条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機 能型居宅介護(以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という。)の 事業は、当該事業の利用者が可能な限りその居宅において、又はその利用 者をサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させる場合は当該拠点 において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営 むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の 支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、 もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならな い。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第44条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。)を指定介護予防小規模多機能

型居宅介護事業所に通わせて行う介護予防小規模多機能型居宅介護をい う。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定 介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事 業者(指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する指定小 規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。) の指定を 併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小 規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第81条に規定 する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事 業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当 該事業所における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定小規模多 機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3人 又はその端数を増すごとに1人以上及び訪問サービス(介護予防小規模多 機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う介 護予防小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る 同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を、同 項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に あっては当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に 係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定 するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の 居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。 以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1人以上とし、夜間及び深 夜の時間帯を通じて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務 (夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第5 項において同じ。)に当たる者を1人以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿 直勤務に必要な員数以上とする。

2 前項の利用者の数は、当該年度の前年度の平均値とする。ただし、新規 に指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定を受ける場合は、推 定数による。

- 3 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち1人以上の者は、常勤で なければならない。
- 4 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち1人以上の者は、看護師 又は准看護師でなければならない。
- 5 宿泊サービス(登録者を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に 宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する 本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあって は、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支 障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定介護 予防小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。) の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に 対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているとき は、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び 深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業 者を置かないことができる。
- 6 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかの施 設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を 満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲 げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職 務に従事することができる。
 - (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (2) 指定地域密着型特定施設
 - (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (4) 指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)
- 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、 指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について

3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は 指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準条例第191条 第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)により設置される当 該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所(同項に規定する 指定複合型サービス事業所をいう。)であって当該指定介護予防小規模多機 能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供 に係る支援を行うもの(以下「本体事業所」という。)との密接な連携の下 に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当 たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の 環により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の 登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすること ができる。

- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者(指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する複合型サービス従業者をいう。)により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
- 9 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録 者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置 かないことができる。
- 10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護 予防サービス等(法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス 等をいう。以下同じ。)の利用に係る計画及び第67条第3号に規定する介 護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員 を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇 に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の

- 職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
- 11 前項の介護支援専門員は、市長が定める研修を修了している者でなければならない。
- 12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われているときは、介護支援専門員に代えて、第67条第3号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の市長が定める研修を修了している者(第67条第3号において「研修修了者」という。)を置くことができる。
- 13 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項から第12項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時

対応型訪問介護看護事業者をいう。)が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。)、指定訪問介護事業者(指定居宅サービスに該当する訪問介護の事業を行う者をいう。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービスに該当する訪問看護の事業を行う者をいう。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)に従事することができる。

- 2 前項本文及び指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項の規定 にかかわらず、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障 がない場合は、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。
- 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

(登録定員及び利用定員)

第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(登録者の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機

能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機 能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業 所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定 地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する登録者の数の合計 数)の上限をいう。以下この章において同じ。)は、25人(サテライト型 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人)以下と する。

- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める範囲内において定めるものとする。
 - (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(サテライト型指定 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人)まで
 - (2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6人)まで

(設備及び備品等)

- 第48条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備その他指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項の設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 居間及び食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
 - (2) 宿泊室 次に定めるところによる。
 - ア 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要 があると認められる場合は、2人とすることができる。
 - イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければ ならない。
 - ウ ア及びイを満たす宿泊室(以下「個室」という。)以外の宿泊室

を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

- エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊 室の面積に含めることができる。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護 の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指 定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限り でない。
- 4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流 の機会の確保及び地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と 同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域に立 地しなければならない。
- 5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第86条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第44条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第67条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じ

て、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス 及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防サービス事業者等との連携)

- 第50条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、介護予防サービス事業者 その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に 努めなければならない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行う ため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を示す証明書の携帯)

第51条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、介護予防小規模 多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を 示す証明書を携帯させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められ たときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第52条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービス に該当しない指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利 用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防小規模多機能型居宅介 護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額

が生じないようにしなければならない。

- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 宿泊に要する費用
 - (5) おむつ代
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防小規模多機能型居宅介護 の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要 となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当 であると認められるもの
- 4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、市長が定めるところに よるものとする。
- 5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(身体の拘束等の禁止)

- 第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体の拘束等」という。)を行ってはならない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体の拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、市(法第

54条の2第9項において準用する法第41条第10項の規定により法第54条の2第8項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、指定介護予防サービス等の利用に係る計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

(利用者に対する指定介護予防サービス等の利用に係る計画等の書類の交付)

第55条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の指定介護予防サービス等の利用に係る計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(緊急時等の対応)

第56条 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行っている場合において、利用者に病状の急変が生じたときその他必要なときは、直ちに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている医療機関をいう。第60条第1項において同じ。)への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

- 第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員

- (5) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費 用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項 (定員の遵守)
- 第58条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに 通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多 機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを 得ない事情がある場合は、この限りでない。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、通いサービス及び宿泊サービスの利用については、利用者の様態や希望等により特に必要があると認められる場合であって、一時的にその利用定員を超えるときは、やむを得ないものとする。

(非常災害対策)

- 第59条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に備えるため、周辺の地域の環境及び利用者の特性等を踏まえ、利用者の安全確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の計画に基づき、 非常災害時の関係機関への通報及び連携並びに利用者の円滑な避難誘導 に必要な体制を整備し、これらを定期的に従業者、利用者等に周知しなけ ればならない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うとともに、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、第1項の計画を定期的 に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

(協力医療機関等)

- 第60条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との 連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、 協力医療機関を定めておかなければならない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科 医療機関(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者との間で、利 用者が歯科治療を必要とした際の連携及び協力が合意されている歯科医療 機関をいう。)を定めておくよう努めなければならない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の 確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人 保健施設、病院等との間で連携及び支援の体制を整えなければならない。 (調査への協力等)
- 第61条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、適切な指定介護予防小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(地域との連携等)

- 第62条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員(市の区域内に指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する場合に限る。)又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要

- 望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うこと等により地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

(居住機能を担う併設施設等への入所等)

第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第44条第6項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(記録の整備)

- 第64条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、 備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介 護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、 当該提供の完結の日から、第1号から第5号までに掲げる記録にあっては 5年間、第6号から第8号までに掲げる記録にあっては2年間保存しなけ ればならない。
 - (1) 指定介護予防サービス等の利用に係る計画
 - (2) 第67条第3号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画
 - (3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的

なサービスの内容等の記録

- (4) 第53条第2項の規定による身体の拘束等の態様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の 記録
- (7) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び 事故に際してとった処置についての記録
- (8) 第62条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
- 3 第40条第3項の規定は、前2項の規定により整備した記録のうち地域 密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の算定 に関する記録について準用する。

(準用)

第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条及び第31条から第38条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

- 第66条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護は、利用者の介護予防に資 するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定 介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外 部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ら なければならない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多

機能型居宅介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。
- 5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

- 第67条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第43条に規定 する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとこ ろによるものとする。
 - (1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、主治の 医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利 用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の 状況の的確な把握を行うものとする。
 - (2) 介護支援専門員は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、規則で定める指定介護予防支援の具体的取扱方針及び介護予防支援の提供に当たっての留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。
 - (3) 介護支援専門員又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業所の研修修了者(以下この条において「介護支援専門員等」 という。)は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他 の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防 小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的な サービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画(以下 「介護予防小規模多機能型居宅介護計画」という。)を作成するとと

もに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、 随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わ せた介護を行わなくてはならない。

- (4) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成 に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利 用者の多様な活動の確保に努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成 に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明 し、当該利用者の同意を得なければならない。
- (6) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成 した際には、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交 付しなければならない。
- (7) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、適切に行うものとする。
- (8) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者 一人一人の人格を尊重し、利用者が家庭的な環境の下でそれぞれの役 割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとす る。
- (9) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。
- (10) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁 寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供 方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (11) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。

- (12) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。
- (13) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて 介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うものとする。
- (15) 第1号から第13号までの規定は、前号に規定する介護予防小規模 多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

(介護等)

- 第68条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、 利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における介護 予防小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはな らない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その 他の家事等は、可能な限り利用者と介護予防小規模多機能型居宅介護従業 者が共同で行うよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第69条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、これらの者に代わ

- って当該手続等を行わなければならない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との 連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう 努めなければならない。

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護 第1節 基本方針

第70条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居(法第8条の2第17項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準条例第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生

活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第74条において同じ。)の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。)を行わせるために必要な員数以上とする。

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定介護 予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定を受ける場合は、推定数によ る。
- 3 第1項の介護従業者のうち1人以上の者は、常勤でなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、指定地域密着型サービス基準条例第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該小規模多機能型居宅介護事業所の業務に従事することができる。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、 保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及 び経験を有する者であって第88条第2号に規定する介護予防認知症対応 型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当であると認められるもの を専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、 利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に 従事することができる。
- 6 前項の計画作成担当者は、市長が定める研修を修了している者でなければならない。
- 7 第5項の計画作成担当者のうち1人以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、介護支援専門員を置かないことができる。
- 8 前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の

業務を監督するものとする。

- 9 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員、介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。
- 10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

- 第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居 ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。た だし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の 職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設す る指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。
- 2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別 養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認 知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、 認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若 しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者で あって、市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

- 第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居 を有するものとし、その数は1又は2とする。
- 2 共同生活住居は、その入居定員(当該共同生活住居において同時に指定 介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の 数の上限をいう。第82条において同じ。)を5人以上9人以下とし、居室、 居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に対処するために必 要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとす る。
- 3 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要があると 認められる場合は、2人とすることができる。
- 4 一の居室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。
- 5 居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保及び地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域に立地しなければならない。
- 7 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第113条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(入退居)

- 第75条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、要支援者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するものとする。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者

であることの確認をしなければならない。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認める場合は、適切な他の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、当該入居申込者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境、介護の継続性等に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、介護予防支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第76条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際して は入居の年月日及び入居する共同生活住居の名称を、退居に際しては退居 の年月日を利用者の被保険者証に記載しなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症 対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容、 当該サービスの提供を受けた利用者、提供した日その他必要な事項を記録 しなければならない。

(利用料等の受領)

第77条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 食材料費
 - (2) 理美容代
 - (3) おむつ代
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(身体の拘束等の禁止)

- 第78条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防 認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用 者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の 拘束等を行ってはならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体の拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急や むを得ない理由を記録しなければならない。

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が

同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

- 第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居 ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めて おかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 利用定員
 - (4) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の 費用の額
 - (5) 入居に当たっての留意事項
 - (6) 非常災害対策
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)
- 第81条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、 適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者 の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日 常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮 しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第82条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び 居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを 得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第83条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状 の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関(当該指定介護予防認 知症対応型共同生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の 連携及び協力が合意されている医療機関をいう。)を定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯 科医療機関(当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者との間で、 利用者が歯科治療を必要とした際の連携及び協力が合意されている歯科医 療機関をいう。)を定めておくよう努めなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制 の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老 人保健施設、病院等との間で連携及び支援の体制を整えなければならない。 (介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止)
- 第84条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護予防支援 事業者又はその従業者に対し、要支援被保険者に対して当該共同生活住居 を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはな らない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護予防支援事業者 又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対 償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(記録の整備)

- 第85条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、 備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定 介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備 し、当該提供の完結の日から、第1号から第4号までに掲げる記録にあっ ては5年間、第5号から第7号までに掲げる記録にあっては2年間保存し なければならない。
 - (1) 第88条第2号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画
 - (2) 第76条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の 記録
 - (3) 第78条第2項の規定による身体の拘束等の態様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録

- (5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の 記録
- (6) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び 事故に際してとった処置についての記録
- (7) 次条において準用する第62条第2項に規定する報告、評価、要望、 助言等の記録
- 3 第40条第3項の規定は、前2項の規定により整備した記録のうち地域 密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の算定 に関する記録について準用する。

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条から第38条まで、第56条、第59条、第61条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護分機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

- 第87条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の介護予防に 資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的

に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を 図らなければならない。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症 対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とな らないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的と するものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければなら ない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者がその有する 能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努 めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提 供を行わないよう配慮しなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症 対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十 分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加す るよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針)

- 第88条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の方針は、第70条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、主治 の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、 利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般 の状況の的確な把握を行うものとする。
 - (2) 計画作成担当者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画(以下「介護予防認知症対応型共同生活介護計画」という。)を作成するものとする。
 - (3) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成 に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会 の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならな

11

- (4) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成 に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明 し、当該利用者の同意を得なければならない。
- (5) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成 した際には、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に 交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者が家庭的な環境の下でそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行わなければならない。
- (7) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、介護 予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営 むために必要な支援を行わなければならない。
- (8) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切 丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提 供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならな い。
- (9) 計画作成担当者は、他の介護従業者及び利用者が介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定介護予防サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。
- (10) 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。
- (11) 第1号から第9号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対 応型共同生活介護計画の変更について準用する。

(介護等)

- 第89条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、 利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者によ る介護を受けさせてはならない。
- 3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第90条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味 又は嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を 営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が 行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、これらの者に代 わって当該手続等を行わなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族と の連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよ う努めなければならない。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る経過措置)

第2条 介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第154号。以下「平成18年改正令」という。)附則第3条の規定により指定介護予防認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第6条第2項及び第10条第2項の規定の適用については、第6条第2項中「者であって、市長が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第10条第2項中「者であって、第6条第2項に規定する市長が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者に係る経

渦措置)

第3条 平成18年改正令附則第5条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、平成18年4月1日において2を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第74条第1項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。

(研修修了者に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日において、指定地域密着型介護予防サービスの 事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働 省令第36号)第6条第2項、第44条第11項、第45条第3項、第4 6条、第70条第6項、第71条第2項又は第72条に規定する厚生労働 大臣が定める研修を修了している者は、それぞれ第6条第2項、第44条 第11項、第45条第3項、第46条、第71条第6項、第72条第2項 又は第73条に規定する市長が定める研修を修了している者とみなす。